

六甲山を活用する会 会則

(平成25年5月1日/平成31年4月1日/令和2年4月1日一部改訂)

平成13年9月に兵庫県知事の委嘱を受けて、神戸県民局地域ビジョン委員会の循環社会部会・六甲山部会が設けられた。同部会から「自然との共生のシンボルとして六甲山を活かす」県民行動プログラムを提言した。平成14年9月、六甲山部会の委員が幹事となって提案を具体的に実践するために、「六甲山自然保護センター活用委員会」を設立した。有志の参画を求めながら、一般市民を対象にした「楽しみ発見・六甲山探遊」の企画・運営や、自然保護センターの活用研究を続けてきた。平成15年度から神戸県民局が自然保護センターを主管することになり、同センターの利用・活用を高めるための運営協力を期待される。同年4月より「六甲山自然保護センターを活用する会」に名称変更して市民団体としての活動を展開した。

活動領域が広がったため、平成21年度5月より「六甲山を活用する会」に改称した。

第1条(目的) この会は県立六甲山ビジターセンターの施設を自然環境系の活動の拠点として有効に利用及び活用し、六甲山全域の自然や生活文化を楽しむ多様な試みを推進していくことを目的とする。

(2) この会は兵庫県神戸県民局地域ビジョン委員会の有志により設立したものである。

(3) この会は神戸地域ビジョン委員会と密接な連携をもって活動する。

第2条(名称) この会を「六甲山を活用する会」とする。

第3条(所在地) この会の事務局を〒657-0024 神戸市灘区楠丘町5-3-5 株式会社ワークスタイル研究所内におく。

第4条(会員) この会の目的に賛同するものを会員とする。

付則1(会友) この会の活動に支援協力してくれるものを会友とする。市民セミナー等の講師、支援協力機関の責任者・担当者等を対象とし、会員に準じる扱いをする。

第5条(役員) この会には代表幹事1名と幹事10名以内の役員をおく。その役員で幹事会を構成する。

第6条(顧問) この会には役員を補佐し助言するために、学識者や専門家を顧問としておく。選任にあたっては幹事会が委嘱するものとする。

第7条(役員の任期) 役員の任期は2年とする。再任を妨げない。

第8条(運営) 会の運営は下記の機関によって運営する。

(2)(総会) 毎年1回総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

付則1(会友) 会員登録をしていない会友は、総会での議決権を行使できない。

(3)(幹事会) 会の業務の計画と運営は幹事会が中心になって行う。

(4)(事務局) 会は幹事会の下に事務局をおき、日常の業務運営を委ねる。

第9条(会費) 会員は、この会の運営に当てるため年会費を負担する。

付則1(会友) 会友に対しては年会費を免除し、報告書や会報等を定期的を送付する。

第10条(会計年度) 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条(会則改正) 総会において、出席者の3分の2以上の賛同があれば、改正できる。

施行 令和2年4月1日

附則

①会の現在の幹事は次の会員とする。

代表幹事 堂馬 英二 〒657-0024 神戸市灘区楠丘町5-3-5

幹事 岡 敏明 〒666-0137 川西市湯山台2-32-5

幹事 岡谷 恒雄 〒657-0051 神戸市中央区神仏通3-1-2 ロングライフ神戸青谷515

幹事 伊谷 正弘 〒651-1123 神戸市北区ひよどり台5-5-25-405

監事 徳見 健一 〒651-1212 神戸市北区筑紫が丘8丁目1-10

②会費は年2,000円とする

以上